

議会改革に関する検討結果

第2回報告書

平成30年8月

議会改革調査検討特別委員会

平成 30 年 8 月 7 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議会改革調査検討特別委員会
委員長 西 田 清 久

議会改革に関する検討結果について（第 2 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理及び必要に応じて全議員への周知または関係する他の委員会等へ通知する等、適切な対応をお願いいたします。

記

1 浜田市議会基本条例の見直しについて

浜田市議会基本条例第 26 条第 1 項の規定により検討した結果、次のとおり条例改正すべきとの結論を得た。

- (1) 第 3 条の議会の活動原則に、障がいのある議員及び妊娠中又は出産後の議員に対する合理的配慮規程を加える。
- (2) 第 7 条の議員と市長等との関係の第 2 号に、反論権を市長等に付与する。
- (3) 第 17 条の議会事務局の体制整備に、議長は議会事務局の職員人事に関し、あらかじめ市長等と協議する規定を加える。
- (4) 第 22 条の市民と議会との関係の第 2 項に、現在実施している会議日程、議題の事前周知及び会議のインターネット配信を加えるとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備に努める規定を加える。
- (5) 改正案は別紙 1、新旧対照表は別紙 2 のとおり

2 浜田市議会反問権取扱要領の改正について

浜田市議会基本条例第 7 条第 2 号において反論権を付与する改正に伴い、既存の浜田市議会反問権取扱要領を反論権も加え、別紙 3 のとおり浜田市議会反問反論権取扱要領に改正するものとする。